

個人向け

借りられる（貸付）

緊急小口資金

休業、減収などで一時的に生活費に困った方は

対象

一時的な資金が必要な人（主に休業された方）

貸付上限額

学校などの休業や
個人事業主などの特例の場合

20万円
以内

その他の場合

10万円
以内

※20万円以内の貸付に関する条件等は別紙にてご確認ください。

据置期間（返済開始までの猶予期間）

▶ 貸付日から1年以内

償還期限（返済期限）

▶ 据置期間終了後2年以内

利子

▶ 無利子

保証人

▶ 不要

相談・お問い合わせ

大月市社会福祉協議会

※面談・お申し込みは感染症予防のため予約制（事前にお問い合わせをした上でお伺いください）

電話番号 0554-23-2001

受付時間 午前9時～午後4時まで（平日のみ）

受付時に持参が必要なもの 別紙にてご確認ください。

次に掲げる特に必要と認められる場合は 20 万円以内の貸付が認められます。

- ア) 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者や濃厚接触者がいるとき
- イ) 世帯員の中に要介護者がいるとき
- ウ) 世帯員が 4 人以上いるとき
- エ) 世帯員に i または ii の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - i 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として臨時休業した、小学校、特別支援学校、保育所、幼稚園、認定こども園に通う子
 - ii 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校、特別支援学校、保育所、幼稚園、認定こども園に通う子
- オ) 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
- カ) アからオまでに掲げるもののほか、特に貸付需要があると認められるとき

受付時に持参いただくもの

- ① 身分を証明する書類（運転免許証・健康保険証など）
- ② 本人の印鑑
- ③ 貸付金の振込先口座（本人口座）が確認できる通帳
- ④ 収入が減少したことがわかるもの（給与明細、預金通帳など）

※ 収入の減少を証明する書類の提示が難しい場合は、受付時にその旨お申し出ください

相談・お問い合わせ

大月市社会福祉協議会

※面談・お申し込みは感染症予防のため予約制（事前にお問い合わせをした上でお伺いください）

電話番号 0554-23-2001 受付時間 午前 9 時～午後 4 時まで（平日のみ）

受付時に持参が必要なもの 別紙にてご確認ください。